

1791年3月ドゥエ市における食糧暴動

佐藤真紀

はじめに

フランス革命初期に憲法制定国民議会によって、当時深刻であった経済問題への対策として、国内における統制を全て排除した絶対的ともいうべき自由原則が採用されたことはよく知られている。このような方針の一環として、穀物取引に関しても、その「自由な流通」が1789年8月29日の法令によって定められた。¹

だがこの政策は、フランス各地で騒動や摩擦の原因となった。穀物の「自由な流通」は当時、ブルジョワによって支持され、民衆によって反対された、というのが複合革命論の図式に合致した解釈である。ブルジョワと民衆は、封建制度を打倒するという点では同盟することもあったが、このようなその後の経済政策をめぐることは、激しく対立し、流血の惨事まで引き起こすほどであったということが、正統派による議論において述べられている。遅塚忠躬氏の詳細な検討によって知られる1792年3月エタムブ事件などが、その図式に沿った典型例である。²

しかし、全ての事例がこの図式にあてはまるわけではなく、例えば、ブルジョワが絶対的自由を支持せず、1792年2月のダンケルク市における暴動のように、逆に統制を望む場合がありえたことは、既に拙稿で述べたとおりである。

商業ブルジョワジーによって構成されるダンケルク市当局は、法令の遵守に固執せず、むしろ流通の停止を立法議会に願い出ようと画策したほどであった。ダンケルク市の事例では、都市特に港湾の保全という点において、階級を問わない政治的かつ経済的利害の一致がみられたのである。また、事件の渦中においては、都市当局のみならず、国民衛兵、それに正規軍のなかの一部の歩兵が重要な役割を果たしたことが知られている。特に国民衛兵は、制度的にも当時の風評においても、ブルジョワとみなされて然るべき存在であったが、暴動参加者との衝突を回避したという証言が認められる。

1792年2月のダンケルク市における暴動の検討によって、「自由な流通」の受容のあり方はひとつとおりではなかったことを確認することが可能となったが、そのみならず、階級的枠組みでの考察には特に地方の事例研究においては限界が存在することも明らかとなった。つまり、民衆、ブルジョワといった区分けを行い、それぞれに特性を当てはめる方法で、地域の事情を説明することが難しい事例の存在を認めざるをえなくなったのである。困難であるばかりではなく、さらに、この枠組みを使いたいわゆる「下からの歴史」が、死角を生じさせる、つまり、住民間の相互作用を見失わせる可能性があることも、既に述べたことがある。³

上に挙げた2つの事例は、その結末においても、両極を成すように対照的である。エタムブ事件は中央政府による悲劇的な弾圧に終わり、他方でダンケルク市の暴動ではそのような

中央からの軍事介入の局面がみられないまま収束が訪れる。本稿では、これらの事例のいずれとも異なる結末を迎えた、1791年3月ドゥエ市における食糧暴動を扱い、「自由な流通」に対する地方からの反応への理解を深めることにしたい。実はこのドゥエ市の食糧暴動においても、国民衛兵および正規軍兵士が重要な役割を果たすことになる。ダンケルク市の事例で得た結果を生かして、このドゥエ市の暴動についても、ブルジョワや民衆といった枠組みで考察をすることはなるべく控えながら、事件の内容そのものの詳細に焦点を絞ることにする。ドゥエ市は、水路を通じて穀物が搬出される場所に位置することから、事件においては、搬出妨害を試みる様式の抗議行動が顕著である。なお、搬出妨害の大義としては、1789年8月29日の法令が穀物の輸出を禁止していたことから、密輸出の嫌疑が掲げられる。

詳細な事情を知るために、一番重要であるのは、ドゥエ市当局によって作成された調書であるが、やはりその内容全てが事実であるとは言い難い。従って、可能な限り他の史料および研究を参照して批判的な検証を加えながら、ドゥエ市当局による調書の内容を読み解いてゆくことにしたい。

1. ドゥエ市当局による調書の批判的検討

(1) 1791年3月14日

ドゥエ市当局の調書によれば、ドゥエ市長および市庁吏員は、1791年3月14日の午後2時から3時までの間に、人足3、4人からの苦情を受けた。この人物たちによると、居酒屋の店主であり穀物商人であるデルソー Delsaux は、穀物を船に積む際に、人足を雇用しなかった。⁴ここでルロワ Leroy の研究を参照すると、デルソーの行為は、人足たちが順番に仕事を獲得するための慣習を無視したものだだったという。⁵市当局の調書の内容に戻ると、人足たちは、この異例の措置が、自分たちの目を盗んでデルソーが不正な取引をするためのものであるとみなしていたという。ドゥエ市長および市庁吏員の方は、その疑惑については調査が必要であるとしながらも、「不幸な事件を防止するために」町で穀物が販売されなくなった場合に適用される規制を提案した。ここで事態は一旦、解決に向かうかのようにみえた。しかし次に、大勢の国民衛兵と市民が、人足との話し合いが行われていた会議室に押しかけた。群衆は、デルソーが密輸を企てていたことを理由に、彼の穀物が積載された船を差し押さえたことを報告した。ドゥエ市長および市庁吏員は、穀物の自由な流通に関する法令に従って、デルソーの穀物発送が許可されるべきであることを説明した。しかし群衆は、市長および市庁吏員による説明に納得しなかった。このような状況によってやむなく、船はとどめおかれて、その船に積載されていたデルソーの穀物は、ドゥエ市内で販売されることが決定された。

(2) 1791年3月15日

1791年3月15日朝10時、ドゥエ市当局による調書によれば、デルソーの意向に従って、穀物が船から降ろされ、一度持ち主の倉庫に戻されてから、町の市場で販売されることになったという。国民衛兵と正規軍に対して作業の援助・保護が要請された。市長および市庁吏員たちは、この措置が歓迎されるであろうと思い込んでいた。しかし市民たちは、その場で麦

が押収、販売され、代価も没収されることを、「大声を上げて」要求した。そこで、国民衛兵隊の将校であるカンブレ Cambrai 氏がこの件を、ノール県行政庁執行部の検討に委ねることを提案した。この提案は、市民の側にもドゥエ市庁吏員たちの側にも、意にかなうものだったため、採用された。そして、検討を依頼するために、国民衛兵から4人、市庁吏員から4人の代表が選出された。これら8人の代表から説明を受けたノール県行政庁執行部による検討の結果、デルソーの麦は船から降ろされて、明日広場に運ばれて販売されて、代価はカンブレ氏に預けられ、後日デルソーに渡されることになった。この決定は、市民たちを満足させたようだった。市当局は、ここで改めて、荷降ろしおよび販売を援助・保護させるために、国民衛兵と正規軍に出動要請を行った。

ドゥエ市当局による調書によれば、この話し合いの際に、国民衛兵と市民たちは、川沿いの家に住む穀物商 *marchand de grains* たちが、船への穀物積載を容易にするために、傾斜溝を利用していることを指摘した。国民衛兵および市民たちの話では、この道具を使用すれば、わずかな人手しか必要ないので、人足たちの仕事が奪われる一方で、密輸品の積載を夜、人目を忍んで行うことが可能であるという。そのような理由から、群衆は、傾斜溝の撤去を要求したという。ドゥエ市当局による調書では、当時の状況により、「傾斜溝の禁止は、ある程度必要であるようだった」と述べられる一方で、それぞれの商人がその道具の持ち主であることにかんがみればこの措置は「あらゆる正義の法、自由の諸原則」に反するものであるとドゥエ市長および市庁吏員が敢えて群衆に説明したことも伝えられている。しかしドゥエ市長および市庁吏員がこのような指摘をしても、「その場にいる市民たちは大声で非難するばかりだった」という。そこで、「平穏を取り戻すため、また、穀物商人たちがおそらく自発的に、公の平穏のためにその小さな器具を犠牲にするであろうと考えて、前述の傾斜溝に対する禁令を出した」と、その調書では伝えられている。

また、同じ3月15日の午後4時には、別の船が、燕麦の下に小麦を隠しているのではないかという嫌疑を受け、国民衛兵によって停止させられる事件も起きている。この件については、ドゥエ市当局は、船頭の妻からの了承を得た上で、船の臨検が行われることを決定している。

(3) 1791年3月16日

1791年3月16日朝10時、カンブレ氏によって、デルソーの穀物のうち半分が通常の市場で販売されたという情報が、ドゥエ市長および市庁吏員にもたらされた。この時点で、残り半分の穀物は、まだ船に残された状態だった。

だが同日朝11時に、デルソーより要望を受けたノール県行政庁から、穀物販売中止の決定を、ドゥエ市当局は知らされた。ノール県行政庁執行部は、ドゥエ市当局に対して、穀物およびデルソーの、武力による保護を命じた。⁶ここで、デルソー自身による3月16日付け訴状の方に目を移すと、デルソーはこの文書において、穀物発送のための手続きには不備がなかったにもかかわらず、民衆によって穀物が船から降ろされてしまったことを説明した上で、専ら自らの正当性を主張し、法による商業活動の保護を要求している。この文書において、ドゥエ市での穀物販売を容認するような文言は見受けられない。さらに次のような一節もみられる。「懇願者〔デルソー〕が知ったところによれば、その穀物は今日安値で売却さ

れる予定であるという」。⁷この言葉は、穀物の所有者に対して、十分な情報さえ与えられていなかったことを想像させるものである。穀物がドゥエ市内で販売されることを、デルソーが3月16日に知ったとすれば、3月15日にデルソーの意向に従って荷降ろしが行われたという市当局の調書の内容は、疑うべきであろう。つまり、ドゥエ市内での売却を容認する意向が、もともと穀物所有者になかった可能性が考えられる。

ところが、ドゥエ市当局の調書によれば、ドゥエ市当局は穀物販売を停止させる決定を受けたその直後に、群衆の訪問を受けて、その対応の方に追われたという。群衆からの問いに答えて市当局は、傾斜溝への規制が1、2時間のうちに掲示で告知されると回答した。他方で、臨検の結果、燕麦しか積載されていないことが判明した船をめぐる議論では、ドゥエ市当局は、飼料用である燕麦が、そもそも法令において輸出を禁じられている穀物の範疇に属さないという見解を示して、差し押さえは認められないことを表明した。これに対して、大勢の人々はそれでも、船は出発しないと叫んだ。別の数人は、少なくとも燕麦を、法令が示す穀物の範疇に含めるように、立法府に対して要望することは可能であると主張した。そこで、立法府の機能や法律の遡及効果について長く議論が行われた後、何人かの市民はこの件についてノール県行政庁に要求を行うとあって、その場を離れたという。また別の何人かの市民は、アラス Arras 市に至るまでのスカルプ Scarpe 川沿いの村々で、あらゆる種類の穀物の買占めが行われていることに苦情を述べ、その対策として、委員の派遣および禁令の公布を要求した。ドゥエ市長および市庁吏員は、管轄区域外においては自らに権限がないので、その要求には応じられないことを市民たちに説明した。さらにドゥエ市長および市庁吏員は、前の晩に国民衛兵によって行われた輸送中の銀に対する差し押さえを解除するように説得した。このようにして午後1時15分まで市民への対応に追われたので、ドゥエ市長および市庁吏員が午前11時に受けたノール県行政庁による決定に従って、デルソーとその穀物の保護のため、国民衛兵および正規軍の司令官に対して出動要請を行ったのは、その後だったという。

しかし、それまでよりももっと深刻な事態が発生したのは、同じ3月16日の午後2時半からである。穀物商であるニコロン Nicolon 氏が、ドゥエ市庁舎に連行されて来た。ニコロンは虐待を受けたようでひどく傷ついており、すぐに市庁舎の一室に収容しなければならないほどだった。虐待の原因は、傾斜溝を撤去される際に、ニコロン父子が反抗して、国民衛兵を「どいつもごろつき、げす野郎だ」と侮辱したことであるという。ニコロン連行の情報によって、ドゥエ市庁舎には群衆が詰めかけてきて、市長および市庁吏員が話し合いをすることもできないほどになった。ドゥエ市長および市庁吏員は、ノール県庁舎に退避して県行政庁執行部に対して、事件を報告し、民心を鎮めるための適切な指示を仰いだ。ノール県行政庁執行部は、騒擾参加者に対する文書を作成、印刷・公布した。公布後にノール県行政庁執行部は、ドゥエ市長および市庁吏員が、ニコロンの安全・よき秩序のために市庁舎に戻ることが適切であると判断して帰還を勧めた。

ノール県行政庁の判断に従って、ドゥエ市長および市庁吏員たちが、市庁舎に帰ると、待ち受けていた群衆がニコロンをすぐに裁くように要求した。ドゥエ市長および市庁吏員たちは、自らにその資格がないことを説明した後で再び、ノール県行政庁執行部のもとへ群衆の要求を伝えるために戻ることにした。ニコロンは安全のために、監獄に入れておかれること

になった。群衆の要求を聞いたノール県行政庁執行部の構成員たちは、彼らにも裁判の権限がないと判断した。他方で事態収拾のために、ノール県行政庁執行部のうちの何人かは、戒厳令を提案した。この提案に対してドゥエ市長および市庁吏員は、そのような手荒な方策は、「全くの極限状態でない限り受け入れ難い」と答えている。ドゥエ市長および市庁吏員の意見では、ニコロンは監獄の中で安全に過ごしていると思うので、多くの人の血が流れるような危険のある方策が必要となるような状態であるとは考えられないということだった。しかし、このように議論をしていたところに、市民と兵士から成る群衆が率に押し入ろうとして騒動が起き、護衛隊長デルベ Delbaix が殺害されたという知らせが入った。⁸

ルロワの作品では、デルベが自分に罵声を浴びせた相手に対し、サーベルで切りつけたことから乱闘が始まったと伝えられている。デルベは一時逃れて民家に潜伏した。だが数人の人物がデルベを発見し、打ちのめした後、窓から落とすことをまず思いついたが、広場に連行して首を吊る方がより「法的」であると考えたのであるとルロワは叙述している。また、一人の砲兵将校だけが、この処刑に抵抗して、サーベルで縄を切ろうとしたが、その試みに成功せず逃走したということである。⁹

ドゥエ市当局の調書に戻ると、この事件により、戒厳令は、「執行部の多くの諸氏から」改めて要求されることになったという。しかしドゥエ市長および市庁吏員は、兵士が兵士に攻撃された事件であることを指摘し、そのような状況において、軍隊の協力があるこそ可能となる戒厳令の実施は難しいという見解を明らかにした。このような説得によって、ノール県行政庁執行部構成員たちの「戒厳令公布についての意見は、完璧に変わった」とドゥエ市当局の調書には記されている。その後、退却の太鼓で兵士たちは各々の街区に戻り、夜は平穏であったという。

しかしその夜も、民心を宥めるための努力が重ねられた。ノール県行政庁によって建白書が作成されたことも、その一環である。建白書は最初に、正規軍司令官によって読み上げられ、翌日の早朝には、街区や、各連隊において読み上げられることになった。他方で、ドゥエ市長および市庁吏員は名士たちと協力して防備を固めること、また、翌朝にドゥエ市総評議会が召集されることが決められた。¹⁰ここで市当局による調書を離れてその建白書のみをみると、まず、「ドゥエ市の市民、国民衛兵、正規軍への建白書 *Adresse aux citoyens, gardes-nationaux et troupes de ligne de Douay*」というタイトルから、国民衛兵・正規軍も説得の対象であることがわかり、事件に兵士が深く関わっていることを再確認できる。その内容では、16日の事件が遺憾であることが述べられた後で、以下のような一節が続く。「あなたたちは祖国を愛している。あなたたちは、国民議会があなたたちの幸福と自由を確実なものにするために適用する憲法を愛している。あなたたち自身でこれに最もひどい攻撃を与えることなど望まないであろう。あなたたちの利益を絶え間なく考え、あなたたちの幸福を確実なものにするために自らの幸福を犠牲するであろう行政担当者や判事に囲まれているのに、あなたたちは、その熱意に見合う信頼を拒むことなどできるのであるか?」¹¹ノール県行政庁は、このようにして、市民の愛国心、同胞意識に訴えて、平和の回復をよびかけている。

(4) 1791年3月17日

1791年3月17日朝7時に、ドゥエ市の総評議会が開催された。朝8時から9時の間に、

ノール県行政庁による討議決定書が公布された。¹²この討議決定書も現物を確認することが可能であるが、それは、ニコロンを国民衛兵と正規軍の保護下におくという意向を明文化したものである。¹³この討議決定書の内容に従って、国民衛兵と正規軍が召集された。再びドゥエ市当局の調書に戻ると、この段階では、騒動の兆候はみられなかったと記されている。ただし、密使によれば、ニコロンの命が狙われているとの噂が広まっているということだった。この情報を知らせたノール県行政庁執行部は、その日の午前中に、文書によって、戒厳令公布が絶対不可欠であるとドゥエ市当局に通告した。しかし他方で、午前から昼食後にかけては、町は全く静かなままであったと市当局による調書では伝えられている。¹⁴この時のノール県行政庁による通告も、現物の確認が可能である。すなわち、1791年3月17日朝8時45分にドゥエ市庁吏員たちあてに出された文書には、民衆の興奮は止まず、その一部の者たちは午前中にニコロンの首を吊る心づもりでいるという情報が伝えられており、また、そのような不幸な事件を、あらゆる手段を尽くして防止することが要請されている。その上で、戒厳令について、次のように述べられている。「昨日から示している決心を私たちは変えていません。騒擾が始まった時から、あなた方は戒厳令を公布するべきなのです」。¹⁵騒擾の質は問わず戒厳令を布告するべきであることを説くこの言葉から、前日の話し合いにおいて、「戒厳令公布についての意見は完璧に変わった」というドゥエ市当局の調書における証言の内容を裏付ける要素は感じられない。ノール県行政庁のメンバー自身によるこの言葉に従えば、彼らがドゥエ市長および市庁吏員の説明によって戒厳令についての意見を変えることは、なかった可能性が考えられる。

ドゥエ市当局による調書の内容に戻る。1791年3月17日夕方4時頃に、数人の人物が、ドゥエ・ディストリクト裁判所を訪れたという知らせを、ドゥエ市長および市庁吏員は受けた。この数人は、ニコロンに対する裁判をすぐに実施するように要求したが、ドゥエ・ディストリクト裁判所には、一人の判事と一人の書記しかおらず、即刻の裁判は不可能であるということだった。そのため、数人は次に、ノール県行政庁に赴いたという。ドゥエ市長および市庁吏員は、市庁舎を離れないように命じられていたため、その顛末を現場では確認できず、ノール県行政庁執行部諸氏からの書簡で知ったという。

続いて夕方5時から6時の間に、国民衛兵、正規軍、市民からの要望で、使者を監獄に派遣して、ニコロンの所在を確認することが提案されたが、ドゥエ市長および市長吏員は、監獄を開けさせて暴力をはたらくための策略であるとして、この要望を退けている。

さらに続く夕方6時から7時までの間に、正規軍の司令官および国民衛兵大佐がドゥエ市庁舎に入ってきて、兵士たちは何もせず待機を続けており、これ以上そのままいる必要がないと思われること、また、ノール県行政庁から、護衛や監視のために必要な人員を除いた兵士達の退却および解散を許可する文書が届くことを告げた。実際そのすぐ後に、ノール県行政庁諸氏からの手紙が届いたとドゥエ市当局による調書には記されている。¹⁶このノール県行政庁からの書簡は、その写しが確認可能である。この書簡のなかで、ノール県行政庁執行部諸氏は、昨日起こったことにかんがみれば、予防策は必要と判断されると軍隊関係者には答えておいたと報告しながらも、確かに、「もし平穏が確実なものとなり持続するのであれば、またもし、広場にいる軍隊の存在によって保証されている安全を、前哨隊、分遣隊、巡察隊で確保できるとあなた方が判断するのであれば、私たちは、あなた方がそのような方

策を採ること、そしてそのような考えから国民衛兵にも正規軍にも必要な要請をせずに済ませることを妨げない」と述べている。¹⁷以上の一節から、それまで警戒感を募らせていたノール県行政庁も、この時点では若干気を許していたことを読み取ることができる。

再びドゥエ市当局による調書に戻ると、ドゥエ市長および市庁吏員が、この警戒態勢の変更問題に対処しようとしていたところで、武装を呼びかける叫び声が聞こえたという。外では、市庁舎の前を通る、ある国民衛兵分遣隊の後ろに、群衆がついて来ているところだった。この群衆は、そのまま行進を続けて、牢に押し入ろうとした。群衆の試みは正規軍によって、阻止されたようであるが、この状況を見て、ドゥエ市の市長、一人の市庁吏員、一人の名士は、警備の増強について協議をするため、ノール県行政庁に赴いた。ノール県行政庁の諸氏は、警備の増強を了承し、また、ドゥエ市庁舎にすぐ戻るように3人に勧めた。3人は15分ほどで、ドゥエ市庁舎に帰ってきた。彼らの後ろには、群衆がついて来た。その群衆の中には、国民衛兵も正規軍兵士も含まれていて、次第にその数が増えつつあった。彼らは、ニコロンの裁判が直ちに行われることを要求した。ドゥエ市長および市庁吏員は、自らに権限がないことを説明したが、群衆は納得しなかった。それでももう一度、ある指揮官が、群衆の中に入って、法に従うべきであることを人々に説いてきかせた。

「けれども、誰も彼らを説得できなかった」とドゥエ市当局による調書には記されている。群衆は、ドゥエ市長および市庁吏員と話し合いをしていた部屋から出て行った。その様子をみた指揮官も素早く自分の隊に戻り、前進を命じたが、しかしその努力は無駄になった。隊からは「屋外でならあなたに従いますが、屋内では…」という、不服従を伝える声が上がったことがドゥエ市当局による調書では伝えられている。他方で、牢の前には人だかりができて、「街灯へ à la lanterne」といういくつもの罵声がニコロンに浴びせられた。牢の戸が一瞬でこじ開けられ、ニコロンが捕らえられ、広場まで引きずられて行き、街灯で首を吊られ、息絶えた。¹⁸

(5) 1791年3月18日以降

ルロワやメスタイエールの研究によれば、ニコロン殺害の翌日1791年3月18日に、ノール県行政庁執行部の構成員たちは、ドゥエ市を脱出して、リール市に移動したという。¹⁹

ドゥエ市当局による調書その他の史料および地方史研究から明らかとなる騒動の概要は、以上のとおりである。激しい憎悪と明白な殺意にどうしても注目してしまうが、これが、事件発生当初からのものではないことに留意するべきである。例えばルロワは、デルソーの穀物をめぐって市庁舎に押しかけた群衆が「街灯へ！」と叫んだとしているが、今回検討したデルソーに関する諸史料では、このような行為の証言は見受けられないので、あるいはニコロンに対する罵声が混同された可能性が考えられる。²⁰つまり、デルソーの密輸出の嫌疑は、もちろん制裁の対象とみなされてはいるが、死をもって贖われるべきものであるとは考えられていないのである。事件のなかでの犠牲者は、二名ということになるが、群衆の最終的な目標は、ニコロンの裁判である。この裁判への要求は、ニコロンが密輸出を阻止するための措置に抵抗して、国民衛兵を侮辱した時から生じた。デルベはその要求に、武力まで用いて抵抗し、暴動参加者を傷つけたため処刑された。そして、公的な機関によるニコロンに対する裁きが何度も要求されて、それがすぐにはかなわなかった結果として、群衆は自らニコロン

を処刑することになったと考えられる。一連の行動のなかに、暴動参加者が抱く代執行の観念が顕著に表れているといえよう。ドゥエ市長および市庁吏員は、制裁の要求に決して同調できないながらも、その要求が規範を逸脱した行為への報いであることは、理解しているような口調である。しかし、ノール県行政庁構成員たちの逃走が物語っているように、より上位の行政庁においては、このような正義の実現は、悪夢の無政府状態としか考えられなかったようである。そして、上位の為政者たちがパニック状態に陥ったことで、さらに災難が生じるようになった。

1791年3月19日に、憲法制定国民議会において、ドゥエ市の暴動について報告が行われた。この報告が、ドゥエ・ディストリクト行政庁およびノール県行政庁からの情報によるものであることは、報告に続く審議の末に可決された法令の文言でも明記されている。²¹その内容は、市当局による調書の中身とはかなり異なっている。そして、この報告に基づいて、ドゥエ市当局に対する弾劾が起きてしまうのである。次には、憲法制定国民議会において、事件がどのように理解され処理されたかということをも、みとめることにする。

2. 憲法制定国民議会での議論—ドゥエ市当局への制裁

1791年3月19日憲法制定国民議会において、軍務・報告・調査委員会の報告者として議員アルキエ Alquier が、ドゥエ市で起きた騒動の詳細を伝えた。この報告のなかで、ドゥエ市当局は、暴動に対していかなる対策も採らず、民衆に譲歩したとみなされて、批判されている。戒厳令についても、「市当局はいつも公布を拒否した」と述べられ、その言葉の後には、議場に長いどよめきが続いたことが記録されている。報告の末尾においては、ドゥエ市長・市庁吏員・代訴人を憲法制定国民議会に喚問し、市当局に代わる8人の委員を選出することが提案された。報告の内容に憤りを感じた議員達の間からは、ドゥエ市当局の構成員たちの逮捕を要求する声があがった。²²

しかし逆に、この報告に対して疑問を抱いた議員もいたようである。一番多くの疑義を呈したのが、ロベスピエールであった。ロベスピエールは、以下のような言葉で、詳細が不確かなまま即席で決定を行うことに異議を唱えた。「騒動が発生したドゥエ市の周辺は、私がこの議会のための代表として選出された地域に近いのです。公共の自由に貢献する全てに私を向かわしめる一般利益が、私を故郷に結びつける利益に加わりました。この二重の感情ゆえに、今聞いた報告の基礎となる諸事実を、私は細心の注意をもって検討したいと思いません。議会が、かくも深刻な事件を、そのように性急な報告に従って審議するという危険を冒すことを、残念に思わざるを得ないと私は告白します」。ロベスピエールはさらに、報告が行われた議場で起きた反応にみられる危険な兆候を警告する。つまり、提案された法令では手ぬるいと考えて、即座に告発が行われることを望む「暴力的なざわめき」が議員たちの間から上がったことを、ロベスピエールは指摘したのである。そのようなことはなかったという声に対して、「法案が読み上げられた際に、彼らをオルレアン監獄に送るべきであるという一致した叫び」が聞こえたことを、ロベスピエールは、再び主張している。²³その上でロベスピエールは、全ての当事者たちから事情を聞くことなくして、事件に関してなんらかの裁定が下されることはありえないことを説く。すなわち、ドゥエ市当局が事情を聞かれる

前に、報告者の結論そのものに従って、いかなる法令の可決、いかなる原則の変更も行われないことを、ロベスピエールは要求している。²⁴このようにしてロベスピエールは、ドゥエ市での事件についての報告に、公平性という点で問題があることを看破して、自由への侵害を警告したのである。ロベスピエールのみではなく、ヴォワデル *Voydel* も、事情聴取を受けずに裁かれることはありえないことを主張して、ある議員から「調査委員会の長であるヴォワデル氏が、このような意見を述べたことは大変な驚きだ」と揶揄されている。これに対してヴォワデルは、委員会のメンバーたちが、調査の段階でこの事件に憤りを感じており、当初からドゥエ市当局に不利な裁定を下すつもりであったことを証言している。²⁵ヴォワデルは他の委員たちの意見に賛同できず、議会でこのような異論を述べる結果となったのであろう。しかしこのようなヴォワデルの発言に対して、アレクサンドル・ラメト *Alexandre Lameth* は、意見を共有することはできないことを明言した後に、「ずっと以前からこの町の行政関係者たちは、革命に反対する意向の表明者として知られていた」と述べている。アレクサンドル・ラメトによるこの一節は、他からの借用・改作によるものであると思われるが、このことは後で述べることにする。アレクサンドル・ラメトは、事件に怒れる議員たちと同じ立場であり、ドゥエ市当局の関係者たちを以下のように弾劾する。「実際に最も大きな罪が犯されて、最も嘆かわしい光景が生じたのだ。この町で殺人が起きたのだ。そして市庁吏員たちの姿は、市庁舎になかった」。事件がドゥエ市庁吏員たちのよからぬ思想の結果であることは明らかであるとアレクサンドル・ラメトはみなして、ドゥエ市庁吏員たちの逮捕を提案している。²⁶審議において、ロベスピエールらによる抗議によって趨勢が大きく変わることはなく、最終的には、ルシャプリエによって技術的な修正が加えられた法令が可決されることになった。すなわち、ルシャプリエはまず、不忠あるいは大逆罪の容疑者は、不測の弁護を防ぐ目的から喚問されないことが既に定められていることを指摘し、さらに、司法の原則と権力分立の原則とに注意を喚起した。このようにして、喚問は行われるべきではない、事情聴取が不完全なままの裁きはあってはならない、さらに、立法府は裁きを行うことができないという三つの点を確認したうえで、ルシャプリエは、ドゥエ市当局を裁くべきであるということを、議会の所見として、法令のなかで宣言することが適当であると主張したのである。しかしこれに反対して、法案が一条ずつ裁可される段階になっても、ロベスピエールは、議会の方針が専制的であるとして異議を申し立てている。²⁷

以上のようにして、憲法制定国民議会において、ドゥエ市長および市庁吏員たちに暴動の責任を追究する見解は、その問題点が指摘されたにもかかわらず、承認されてしまったのである。

ただし、法令が裁可されてしまった後にも、憲法制定国民議会において、ドゥエ市長および市庁吏員を支持する者が、皆無であるわけではなかった。法令公布後に、一人の地元選出議員が急いでカンブレ *Cambrai* 市に行き、そこからある人物を介してドゥエ市長に危機を伝えたという。ドゥエ市長とその同僚たちは逮捕の1時間前にオーストリア領のトゥルネ *Tournai* 市に亡命した。このようにして、告発は免れたものの、ドゥエ市長および市庁吏員たちは、それまでの地位を失うことになった。²⁸

3. 考察

ドゥエ市当局は、1791年3月の暴動を、武力を行使してでも鎮圧するべきであったと非難され、弾劾された。しかしその方針が本当に、最良の方法であったと考えられるであろうか。ドゥエ市当局による調書の各所では、暴動参加者のなかに国民衛兵および正規軍の兵士が多く含まれていたことが、指摘されていた。例えば、デルソーの船を停止させた群衆のなかに国民衛兵が多く含まれていたということであった。また、デルベ殺害の場面においても群衆は市民と兵士から成っていたと伝えられていた。ニコロンの裁判を要求した群衆のなかに国民衛兵も正規軍兵士も存在したと、その調書のなかに記されていた。ニコロンの裁判をめぐる交渉が決裂した直後の指揮官による号令に対して、兵卒からの不服従の声が聞かれたこともドゥエ市当局の調書において述べられていた。他方で、ノール県行政庁執行部が平和を呼びかけた相手も、「市民、国民衛兵、正規軍」であって、ここでも兵士は暴動のなかで大きな位置を占める存在としてみなされていた。これらの手がかりから察するに、兵士たちは、あるいは暴動の首謀者といってもよい存在であった可能性が高いのである。従って、ドゥエ市当局が主張した戒厳令拒否の理由は、全く聞くに値しないものではない。拒否し続けた第一の理由は、市民に過酷であるというものだったが、同時に、兵士が兵士を攻撃するという事態の複雑さも、もうひとつの理由として述べられていた。デルベは兵士だったが、デルベを殺害したのも兵士だったというのである。このような騒動において、戒厳令がもし仮に布告されていたとしても、効果を発揮したかどうかは確かに疑わしいものである。戒厳令を公布しなかったというドゥエ市当局への批判は、このような局面を全て無視してこそ可能である。

軍隊による制圧が確実なものとは考えられないような状況で、事態収拾を目指すならば、行政担当者たちは暴動参加者となんとか折り合いをつけてゆくしかその術はないのである。むしろこの路線において、足並みが揃わず、ドゥエ市長および市庁吏員自身も一貫した態度を貫けなかったことが、事態を深刻化させたように思われる。デルソーの穀物に関しては、ドゥエ市当局はあるいは持ち主の意思を無視してでも、市内での販売を試みて、群衆の要求を聞き入れようとしたのだが、しかし、デルソーとデルソーの意思を知ったノール県行政庁執行部の反対に遭っている。また逆に、ニコロンについては、所有者であるニコロンが譲歩を提案したにもかかわらず、今度はドゥエ市長および市庁吏員がこの提案をとりあわなかったことを示す史料が見受けられる。すなわち、1791年3月17日午後4時の時点で、ドゥエ市長および市庁吏員から、ノール県行政庁執行部へ宛てられた書簡において、ニコロンが自ら、穀物取引を今後廃業してこれまでの備蓄分穀物全てを市庁吏員および市民に委ねるという意向を表明したことが伝えられているのである。ところがこの意向を、ドゥエ市長および市庁吏員が歓迎した様子はない。ドゥエ市長および市庁吏員たち自らの言葉で語られたその反応は以下のようなものである。「この提案について、私たちにはいかなる意見もありませんでした。しかもその提案は、とても曖昧なものに思われました。しかしこのことを報告することが義務であると私たちは思いました」。²⁹提案に対して、いかなる意見もないというのは、ニコロンがそれまでの態度を豹変させたことへの驚きゆえであろうか。これほど具体

的で明解な提案が、「曖昧なものに思われた」といわれるのは、ニコロンの心変わりが見込まれているからであろうか。いずれであるにせよ、危機を回避するという点から考えるならば、このようなニコロンの意向は、表明された時点で歓迎され、ノール県行政庁に報告される前に、即座に公表されるべきであった。例えば1792年2月ダンケルク市での暴動では、そのきっかけとなった穀物の放棄を持ち主である仲買商が早々に宣言し、市当局はすぐにこれを受諾している。³⁰ダンケルク市当局は、その他の仲買商たちにも同様の奉仕を強く推奨した。このような例と比べると、ドゥエ市の市長および市庁吏員は、自分たちのなかで混乱して、有効な手立てを見失っているようにみえる。

ドゥエ市当局の方針が混乱したことの要因として、ノール県行政庁との一方的かつ強いつながりが考えられる。ドゥエ市当局の調書には、ドゥエ市長および市庁吏員が、一連の事件において、困惑するようなことが起こるたびに、ノール県行政庁に相談に行く姿が記されていた。しかし、その相談に対してノール県行政庁が勧めるのは、デルソーの穀物に対する最初の判断を除いては、法令の遵守と武力による強制という規則どおりの対策だけである。このため、ドゥエ市当局は、実現不可能な使命を抱えて、さらに困惑するのである。

ノール県行政庁が、頼って来るドゥエ市長および市庁吏員に対して、突き放したような態度を示す場面も、史料のなかから窺い知ることができる。1791年3月17日に、数人の国民衛兵がディストリクト裁判所まで行き、裁判を要求したことが話題となっている書簡において、ノール県行政庁執行部は、ドゥエ市長および市庁吏員に、次のように述べている。「公益のための仕事に専念する諸機関を守るのはあなたの仕事です。裁きを行う機関が予測不能のあらゆる攻撃から守られるように監視することもあなたの仕事です。そして、公的平穩を確かなものにすることも、あなたの仕事です。そのための諸手段はあなたたちに託されています。あなたたちは、それらの手段を使用すべきです」。³¹公的平穩を確保する諸手段とは、国民衛兵や正規軍、戒厳令などを指すと思われるが、ノール県行政庁執行部は、それらの行使をためらうドゥエ市当局が訴える事情には、耳を貸さないのである。武力による事態の解決を命じるのみで、これを共に行おうとする様子もみられない。上の一節にみられるのは、無秩序に対する恐怖のあまり、全ての責任をドゥエ市当局に押しつけようとするノール県行政庁執行部の姿勢である。

しかしさらに冷淡であるのは、ドゥエ・ディストリクト行政庁の態度である。そもそもドゥエ市長および市庁吏員が、ドゥエ・ディストリクト行政庁に相談に行った形跡は一切みられない。ドゥエ・ディストリクト行政庁からドゥエ市当局に応援が派遣された様子もない。同じノール県内の他地域での食糧暴動において、ディストリクト行政庁から委員が派遣されたり、その派遣委員が兵士たちの先頭に立って治安維持活動を行ったり、現地の対策会議に出席した例がみられることと比較すると、このドゥエ・ディストリクトの態度は、かなり異色である。³²さらにいえば、ドゥエ・ディストリクト行政庁によるドゥエ市当局の評価は、厳しいというよりむしろ、悪意を感じさせるものである。1791年3月16日付けのドゥエ・ディストリクト行政庁による調書では、ドゥエ市における騒動の原因は、「憲法の敵による邪悪な術策」と、「民衆暴動が発生した場合に備えた法に規定されている義務を少しも実施しなかったこの町の市長・市庁吏員たちが抱く罪深い感情」であると説明されている。ディストリクト行政庁による調書には、さらに次のように述べられている。「この市当局に、

公民精神が欠如していること *incivisme* は、ずっと以前から明白であったが、彼らはそのような状況において、最も非難されるべき行動をみせたのである」。³³つまり、ドゥエ市長および市庁吏員は、もともと公民精神に欠ける、問題の多い人間たちであったと、ドゥエ・ディストリクト行政庁は評価しているのである。「ずっと以前から *dès longtemps*」という言葉から、敵意の根深さを推察することができる。ドゥエ・ディストリクト行政庁とドゥエ市当局との間柄には、古くからの都市社会内部の対立が影響した可能性が考えられる。

ドゥエ・ディストリクト行政庁によるこの評価は、ドゥエ市長および市庁吏員の素性を暴くものとして、憲法制定国民議会におけるアレクサンドル・ラメトの発言に利用されたと思われる。だが、ドゥエ市におけるそれまでの事情に興味のないラメトは、公民精神の欠如 *incivisme* を指す言葉を、「革命に反対する意向 *sentiments contraires à la Révolution*」に置きかえている。その結果として、「ずっと以前から」という語が、より新しい過去を対象としたものになり、この一節に込められていたであろう古くからの怨念は薄められているのである。

憲法制定国民議会における報告および審議のなかには、事件の状況を説明するドゥエ市当局自らの言葉を伝えるものが、全く見受けられない。少なくともノール県行政庁の構成員たちは、再三の報告によって、その説明がどのようなものかは知っていたはずであるが、それは、上位の行政諸庁の構成員が抱いた、恐怖や敵意によって抹殺されてしまったものと考えられる。

おわりに

1791年3月の暴動について、ドゥエ市当局による調査その他の史料・地方史研究を検討した結果、憲法制定国民議会における報告とはかなり異なる事件の様相が明らかになった。検討結果に従えば、ドゥエ市当局は、暴動の渦中で任務を放棄することはなく、最後まで繰り返し群衆を説得しようとしていたことになる。説得の場面においてドゥエ市当局が、穀物の「自由な流通」に言及した例も皆無ではないが、むしろ、法の規定や遡及効果、適用範囲などの細かい説明をして、その遵守を訴えることの方が多かった。この傾向にはあるいは、ドゥエ高等法院付き弁護士という市長ボネール *Bonnaire* の職歴が影響していることも考えられる。³⁴しかし他方で、その遵守が事実上不可能であることも、事件の早い時期から認識されていたであろうことは、例えば、傾斜溝撤去を決定した際の記述などから推察することができる。従って、もと法律家ボネールに、1792年3月の騒動におけるエタムブ市長シモノーのように「法の殉教者」になる気持ちがあったとは考えられない。ドゥエ市における食糧暴動は、必要であると認識されていた路線変更に、市長および市庁吏員が戸惑い、さらに上位の行政庁からの協力も得ることができず、途方にくれた事件であるといえよう。その結果、群衆によって2名が処刑され、その責任を追及されたドゥエ市当局が失脚することになった。

また、諸史料から判明した、国民衛兵および正規軍の動きにも、注意が必要である。このドゥエ市における兵士の行動には、ダンケルク市の事例でみられた命令不服従・暴動参加者との共謀、ワッテン市の事例でみられた暴動主導、いずれの要素も含まれている。穀物の

「自由な流通」を望まない兵士たちが存在したことは確かであろう。しかしドゥエ市の場合には、デルベのような国民衛兵が、暴動参加者たちにはかなり強硬な態度で臨んだ例もみられるので、このことを考慮に入れると、軍隊は分裂状態であったと表現することが適当である。

他方で、群衆による裁判が実現するには、それなりの条件が必要である。例えば、1792年2月のダンケルク市においても、穀物の荷降ろしに抵抗しようとしたある船長が、首を吊られたのであるが、その直後に何者かがマストに登って、綱を切り、彼を助けたことを伝える史料が存在する。³⁵このダンケルク市の場合には、その救命行為を群衆は傍観したことになる。これに対して、ドゥエ市の場合には、群衆は、一人の砲兵将校がデルベを救うことを、許さなかったのである。このように処刑が完遂されてしまうほどの個人に対する激しい憎悪や、同胞市民を放逐するまでの敵意が生じる社会の背景については、今後の課題としたい。

註

- 1) Duvergier, J.B., *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, réglemens, avis du Conseil d'État*, Paris, 1834, t.1, pp.38-39.
- 2) 遅塚忠躬『ロベスピエールとドリヴィエーフランス革命の世界史的位罫』東京大学出版会、1986年、83-122頁。
- 3) 拙稿「1792年初頭のダンケルク市食糧暴動にみる地方ブルジョワジーの権力」『史学雑誌』第107編第7号、1998年、42-65頁。拙稿「ドゥヴァンクは投機家だったか？ - 「下からの歴史」に潜む死角」『駿台史学』第107号、1999年、51-69頁。
- 4) Procès-verbaux de la municipalité de Douai, Arch. Dép. Nord, L 1386. Subsistances. Emeutes à Bourbourg, Cambrai, Cantaing, Douai(1790-an7).
- 5) Leroy, P., "Une Émeute à Douai en 1791", *Ami de Douai*, 1964, juillet-septembre, p.211.
- 6) Procès-verbaux de la municipalité de Douai.
- 7) Lettre de Dersaux au directoire du département du Nord, Arch. Dép. Nord, L 1386.
- 8) Procès-verbaux de la municipalité de Douai.
- 9) Leroy, *op.cit.*, p.212.
- 10) Procès-verbaux de la municipalité de Douai.
- 11) *Adresse aux citoyens, gardes-nationaux et troupes de ligne de Douai*, Douai, le 17 mars 1791, Arch. Dép. Nord, L 1386.
- 12) Procès-verbaux de la municipalité de Douai.
- 13) Extrait du registre aux délibérations du directoire du département du Nord, Douai, le 17 mars 1791, Arch. Dép. Nord, L 1386.
- 14) Procès-verbaux de la municipalité de Douai.
- 15) Lettre des administrateurs composants le département du Nord à la municipalité de Douai, Douai, le 17 mars 1791, Arch. Dép. Nord, L 1386.
- 16) Procès-verbaux de la municipalité de Douai.
- 17) Lettre des administrateurs composants le département du Nord à la municipalité de Douai, Douai, le 17 mars 1791, Arch. Dép. Nord, L 1386.
- 18) Procès-verbaux de la municipalité de Douai.
- 19) Mestayer, M., "Une Emeute à Douai en 1791: les suites", *Amis de Douai*, 1983, janvier-février-mars, p.38.

- Leroy, *op.cit.*, p.212.
- 20) *Ibid.*, p.211.
 - 21) *Archives Parlementaires de 1787 à 1860, recueil complet des débats législatifs et politiques des Chambres françaises, première série* (以後 *A.P.* と略する), Paris, 1867-, t.XXIV, p.218. *Réimpression de l'ancien Moniteur* (以後 *Moniteur* と略する), 32 tomes, Paris, 1858-1863, t.7, p.670.
 - 22) *A.P.*, t.XXIV, pp.211-213. *Moniteur*, t.7, pp.667-668
 - 23) *A.P.*, t.XXIV, pp.213-214. *Moniteur*, t.7, p.668.
 - 24) *A.P.*, t.XXIV, pp.214-215. *Moniteur*, t.7, p.668.
 - 25) *A.P.*, t.XXIV, p.216. *Moniteur*, t.7, p.669.
 - 26) *A.P.*, t.XXIV, p.216. *Moniteur*, t.7, p.669.
 - 27) *A.P.*, t.XXIV, pp.218-219. *Moniteur*, t.7, pp.670-671.
 - 28) Leroy, *op.cit.*, p.212.
 - 29) Lettre de la municipalité de Douai au directoire du département du Nord, Douai, le 17 mars 1791, Arch. Dép. Nord, L 1386.
 - 30) 拙稿「ダンケルク市食糧暴動」, 47頁。
 - 31) Lettre du directoire du département du Nord à la municipalité de Douai, Douai, le 17 mars 1791, Arch. Dép. Nord, L 1386.
 - 32) 拙稿「ダンケルク市食糧暴動」, 48-49頁。また, ワッテン Watten 市の食糧騒擾(1790年11月-1791年1月, 1792年1月-2月・7月)において, 秩序回復のために奮闘したのは, ワッテン市当局よりも, むしろベルグ・ディストリクト行政庁の構成員である。拙稿「フランス革命初期ワッテン Watten 市における食糧騒擾について」『人文科学論集<人間情報学科編>』第39号, 平成17年3月, 126-130頁。
 - 33) Procès-verbaux du district de Douay, le 16 mars 1791, Arch. Dép. Nord, L 1386.
 - 34) Leroy, *op.cit.*, p.211.
 - 35) 拙稿「ダンケルク市食糧暴動」, 52頁。

(2017年11月6日受理, 11月19日掲載承認)